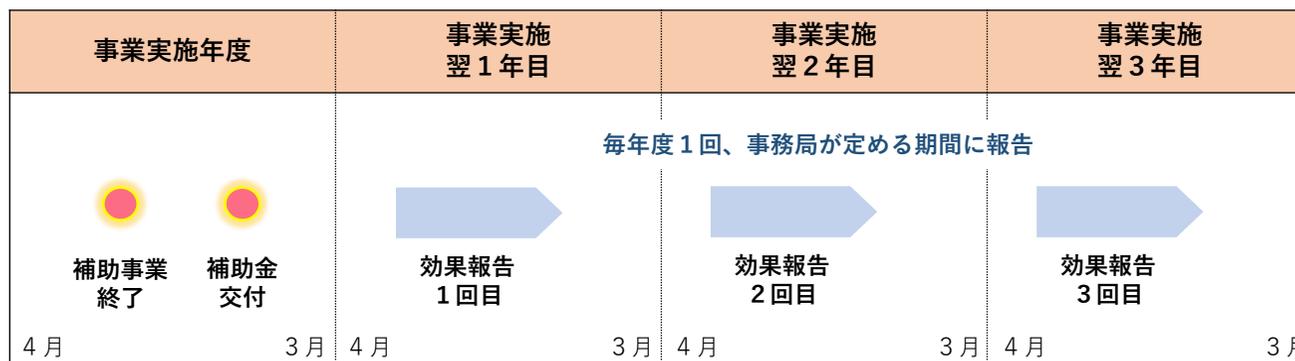


# 効果報告の概要

- 中小企業等および販売事業者は、補助事業終了後、毎年度事務局が定める期限までに効果報告を行う必要があります。
- 報告する事項は、主に①省力化製品の稼働状況と②事業計画の達成状況（省力化の効果および賃上げの実績）の2点です。
- 効果報告の手続きは主に中小企業等がマイページで、入力・資料の添付を行い、販売事業者がその内容を確認することで完了します。

## ■効果報告スケジュール

補助事業を実施した翌年度より3年間毎年効果報告を行う必要があります。



## ■効果報告手続き ※詳細は、後日公開する「効果報告の手引き」でお知らせします。

### 《中小企業等》

以下の内容を申請マイページ上で入力・添付

主な報告内容	添付書類
宣誓事項	なし
省力化製品の稼働状況	なし
労働生産性の実績	直近1期分の損益計算書
賃上げの実績	なし ※賃上げ宣誓の場合のみ、 効果報告前月の賃金台帳
貸借対照表の数値	直近1期分の貸借対照表

### 《販売事業者》

以下の内容を販売事業者ポータル上で選択

※選択形式により入力は不要  
※添付書類は不要

主な報告内容	添付書類
宣誓事項	なし
中小企業等の報告内容を確認	なし
中小企業等へのサポート状況	なし

事務局へ提出